

議第八十四号

岐阜県職員定数条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年六月二十三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員定数条例の一部を改正する条例

岐阜県職員定数条例（昭和二十四年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務局（美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部）を除く。）の項中「四、一三二人」を「四、二五〇人」に改め、同表合計の項中「一四、三三一人」を「一四、三四九人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

知事の事務局の職員を増員するため、この条例を定めようとする。